

## ○対象者



- 都城市内に居住し、住民登録を有する者（申請時または実績報告時）
- 市税等を滞納していない者

## ○対象となる住宅



- 申請者が居住（実績報告までに居住でも可）
- 申請者か申請者の2親等以内の親族が所有
- 住宅用火災警報器設置済み（工事完了までに設置する場合も可）

### ※住宅用火災警報器

平成23年6月1日から県内全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置が必要な箇所は寝室・階段（寝室が2階以上にある場合）等です。住宅用火災警報器に関する問合せ先：都城市消防局総務課 電話：0986-22-8882

## ○対象となる工事



- 市内の登録事業者が施工する工事
  - 対象工事経費が20万円以上の工事
  - 次に掲げるいずれかに該当する工事
    - (1)住宅の増改築、修繕又は補修のための工事
    - (2)屋根、外壁、内壁の塗り替え等の模様替え工事
    - (3)住宅に付属する設備の設置、修繕補修工事
    - (4)住宅への防犯機能の付加又は強化のための工事
    - (5)単独処理浄化槽（管渠切替のみは除く）、汲み取り式便所からの公共下水道および農業集落排水への切替工事
    - (6)住宅及びこれに付属する施設の太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の設置に関する工事（収益を得る場合(売電等)の製品購入費用は除く）
- ※ 施工内容により、建築確認申請など法令に基づいた申請が必要な場合有り

登録事業者・・・下記のいずれか該当し、登録事業者届出書を提出した事業者

○市内に主たる事業所等(本店・支店)を2年以上有し、継続して事業を実施している者

○市内に主たる事業所等(本店・支店)を有する、次のいずれかに該当する者

①都城市競争入札参加資格業者

②都城市小規模修繕契約登録業者

③都城市下水道排水設備等指定工事店

④都城市水道事業指定給水装置工事事業者

## ○補助金額

補助対象経費の10%（1,000円未満切捨て）上限10万円

## ○申請期限

令和6年1月31日（火）消印有効 ※事業着手の1ヶ月前までに申請

## ○実績報告

工事終了後一ヵ月以内又は令和6年3月8日(金)までのいずれか早い期日まで

## ○申請書類

次の配付場所にて取得するか、市ホームページより様式をダウンロード  
《配付場所》市役所5階商工政策課・各総合支所・各地区市民センター

## ○提出先

都城市商工政策課 〒885-8555 都城市姫城町6-21

※不明な点は表面にある問い合わせ先までお尋ねください（8:30～17:15（平日のみ））